

◎三十八番（阿部裕美子君）日本共産党の阿部裕美子です。日本共産党県議団を代表し、質問いたします。

初めに、このたびの山形県沖の地震被害者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

福島第一原発事故から八年三カ月が経過しました。帰還困難区域外の避難指示が解除されてきましたが、住民の居住率は平均二五％、小中児童生徒の在籍率は一〇％にすぎません。

草に覆われて朽ち果て、イノシシなどの鳥獣に荒らされた我が家を前に帰らないと心を決めた人、先祖代々汗と涙で築き上げてきたふるさとに帰ることを諦めた人など、さまざまな思いが交錯する決断です。

廃炉の取り組みは、汚染水対策、核燃料デブリの取り出しなど、課題は山積しています。この議場におられるどれだけの方が福島原発事故の収束を見届けることができるでしょうか。今さらながら、原発は一旦事故を起こせば甚大な被害になってしまうことを認識させられます。

この現状、使用済み燃料の処理もできない原発を再稼働する選択肢はありません。しかし、安倍政権は海外輸出も全て行き詰まったにもかかわらず原発にしがみつき、原発推進に固執しています。国民の命や安全を守ることもよりも電力会社など原発利益共同体の利益を優先しています。

本県の第二原発廃炉はオール福島の一致した願いです。昨年六月十四日に東京電力の小早川社長が内堀知事に廃炉の方向で検討すると表明して以来一年が経過しましたが、正式決定には至っていません。

福島第二原発の廃炉について、東京電力任せにせず国が決断するよう求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

福島第一原発事故の廃炉作業に特定技能の外国人を就労させることについて、厚生労働省は東電に慎重な検討を要請する通達を出しました。

福島第一原発では、特定技能外国人労働者を作業に従事させないよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、避難者数についてです。

福島県の避難者数について、県は約四万三千人、市町村の集計では報道で約六万六千人と、基本的な実態把握で大きな乖離があります。

市町村が把握している避難者数と県が取りまとめている避難者数に違いがありますが、その理由を尋ねます。

原発事故によつて避難せざるを得なかった福島県民の一人一人の実態について丁寧な要望の聞き取りを行うなど、市町村が把握している避難者の捉え方に沿つて支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

仮設住宅の支援打ち切りによつて川俣町山木屋に戻った住民は、仮設にいたときのほうが話し相手がいて精神的に安定していたと語っています。中山間地の農村にぼつりと孤立した生活を余儀なくされる帰還した人たちへの支援も切実になっています。

帰還した住民や復興公営住宅居住者の孤立や孤独死を防ぐため、生活支援相談員による支援を強化すべきですが、考えを尋ねます。

来年三月末で応急仮設住宅の供与が終了となる富岡町、浪江町の全域、葛尾村、飯館村の帰還困難区域について供与を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原子力損害賠償についてです。

集団申し立てを行っていた伊達市富成地区では、富沢地区は受諾、高成田は拒否と、同じ行政区でありながら分断されました。

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案への対応を含め、地域住民を分断しない賠償がなされるよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

A D R の集団申し立ては、個別対応にすりかえられています。東京電力は、みずから誓った和解案の尊重など賠償の三つの誓いに背いています。

県民の集団申立てに係る原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れるよう東京電力への指導を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

中間指針は最低基準を示したにすぎず、東電の営業損害追加賠償は千件のうち十四件しか賠償されていません。八割に上る県内各自治体の首長も中間指針の見直しを求めており、完全賠償を求める立場です。中間指針の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、消費税と暮らし、社会保障、教育についてです。

安倍政権が進める十月からの消費税増税に対して、もう節約するところがない、消費税一〇％増税では店を閉めるしかないと切実な声が上がっています。日本世論調査会の六月の調査でも消費税増税反対が六〇％です。

前回の消費税八％への増税後、実質家計消費は年二十五万円、労働者の実質賃金も年十万円下がっています。しかも、消費税は低所得者ほど負担が重く、弱い者いじめの悪税です。

内閣府が発表した景気動向指数が二カ月連続悪化となり、政府自身も景気悪化を認めざるを得ない、このようなときに五兆円近い消費税増税実施は無謀と言わざるを得ません。

日本共産党は、消費税に頼らない別の道で財源確保を提案しています。大企業の法人税は、さまざまな優遇措置により実質負担率は一〇・四％で、中小企業の法人税の負担率一八・一％より七・七ポイントも低くなっています。内部留保、ため込み金は四百四十六兆円を超えています。

大企業の法人税をせめて中小企業並みに引き上げることで四兆円、大株主優遇を正して三・一兆円、米軍への思いやり予算の廃止で〇・四兆円、増

税に頼らなくても七・五兆円の財源は確保できます。

一機百十六億円のF35戦闘機を百四十七機も購入するなど高額の米国製兵器の爆買いなどを削り、予算の使い方を暮らし優先に切りかえれば、さらに財源の確保は進みます。

消費税率一〇％への増税による中小企業者への影響について把握すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

消費税率一〇％への増税の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

日本共産党は、消費税増税中止とともに「くらしに希望を―三つの提案」を行っています。

第一は、八時間働けば普通に暮らせる社会の実現です。

福島県の最低賃金七百七十二円、東京都の九百八十五円とは時給で二百十三円、年収で四十三万円もの差があります。時給千円になったとしても年収二百万円以下のワーキングプアであり、今、日本の労働者の約二割、千百万人が年収二百万円以下です。

この二十一年間で賃金が減っているのは世界の先進国で日本だけです。最低賃金引き上げは、原発事故後なお深刻になっている本県の人口減少を食い止め、若者が地元で希望を持って働くことができるようになり、介護や保育など福祉分野の人手不足の解消にもつながります。

人口減少と若者の流出に歯どめをかけ、人手不足の解消に有効な手だてとなるよう、最低賃金を全国一律時給千円に引き上げ、さらに千五百円を目指すよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

中小企業の賃上げ支援も必要です。安倍政権は、中小企業の賃上げ支援策の予算を五年前の三十六億円から今年度五分の一の七億円に削減しました。日本共産党は、今の予算規模の千倍、七千億円への大幅な拡充を求めています。

ます。

中小企業の賃金引き上げ支援に係る予算を抜本的に増額し、社会保険料の事業主負担分を支援するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

中小企業が賃金引き上げができるよう県独自の支援策を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

保育や介護、障がい福祉従事者は、公定価格や介護報酬で政府が賃金水準を決めています。他産業の平均と十万円の格差があります。この賃金格差の改善は、労働力不足によって起きている待機児童や高齢者施設の待機者を解消する上でも重要です。保育従事者の処遇改善を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

介護、障がい福祉従事者の処遇改善を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国保税についてです。

日本共産党の提案第二は、暮らしを支える社会保障を整備することです。高くて納め切れない国保税の引き下げは待ったなしの課題です。命にかかわる大きな社会問題となっており、引き下げのために全国知事会、市長会も求める公費一兆円の投入は不可欠で、国は直ちに実施すべきです。

子供の人数がふえるほど負担がふえる子供に係る均等割については、国に先駆け、県内の南相馬市、岩手県の宮古市などで全額免除が始まっています。県内全ての市町村において子供に係る国保税の均等割を全額免除するための必要額を尋ねます。

子供に係る国保税の均等割を全額免除する制度を県として創設すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の国保税滞納世帯の割合は全国の一四・七%を上回る一七%に上りま

す。滞納を理由にして、事実上の保険証取り上げとなる資格証明書の発行は二千九百五十三世帯です。全日本民医連調査だけでも、お金がなく保険証がないなどで受診できず、手おくれで死亡が昨年では全国で七十七件、まさに命に直結する問題なのです。

窓口で全額自己負担となる被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付を行わないよう市町村に助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

年金制度についてです。

年金だけでは毎月五万五千円足りず、夫婦で二千万円の資産形成が必要との金融庁の報告書が大問題になっています。年金を当てにせず貯金せよでは、老後は安心できません。貧しい年金制度の立て直しこそ必要です。物価や賃金の伸びがあっても実質削減になるマクロ経済スライドは、現在四十一歳の人が三千六百万円不足する仕組みです。

日本共産党は、低年金への六万円の底上げを提案しています。現在の年金保険料が収入一千万円を超える保険料がふえない上限額を健康保険と同じ二千万円まで引き上げ、高額所得者優遇を正し、約一・六兆円の保険収入をふやして、減らない年金にする提案を行いました。

マクロ経済スライドを廃止し、全ての低年金者の年金の底上げを図るため、老後の社会保障費の大幅な増額を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

教育行政についてです。

日本共産党の第三の提案は、お金の心配なく学び、子育てができる社会を目指すことです。

安倍政権は大学無償化を言いますが、学費値上げは容認、授業料免除の対象になるのは大学、短大、専門学校の全学生の一割程度です。しかも、財源は消費税増税です。九割近い学生を対象にしない制度を大学無償化と言

うのは、看板に偽りあります。

共産党は、大学の授業料をまず半額にし、段階的に無償化を目指し、給付型奨学金は月三万円を七十万人に、奨学金は無利子に、認可保育所は三十万人分の増設と保育士の月五万円の賃上げを提案しています。財源はさきに述べたとおりです。子供の出生率が伸びない理由の筆頭に「子育てや教育にお金がかかる」が挙げられていますが、国も県も家計応援が必要です。

県内の学校給食の無償化については、全額無料を古殿町など十二自治体で実施、半額・一部補助などを含め、既に県内三十一自治体が何らかの支援に取り組んでいます。

市町村立小中学校の給食費の無償化を支援すべきと思いますが、県教育委員会を考えを尋ねます。

ことし二月に県教委が発表した県立高等学校改革前期実施計画は、統廃合と選別化の二つの問題があります。

今後五年間で二十五校を十三校に再編整備する計画ですが、統廃合により高校がなくなるそれぞれの地域から、これまで地元高校が果たしてきた貴重な役割など、存続を求める切なる声が相次いで上がっています。

新地町での懇談会では、町長、教育長初め商工会長から、小規模校だからこそできる細やかな教育がある、一定の学力の生徒を受け入れて伸ばす受け皿としても必要、また復興の視点からも地域の若者が復興に大きな役割を果たしてきたなどの意見が述べられました。

県教委の改革の第二は、特色化という名のもとにトップリーダーを育てる進学指導拠点校やキャリア指導推進校、職業教育推進校など、六つの学校群に序列化することです。教育行政が決めた目指すべき生徒像を上から押しつけ、固定化し、中学の段階から選択を迫るやり方に批判の声が上がっています。

教育基本法第一条、教育の目的には、教育は人格の完成を目指すにあります。教育本来の目的がゆがめられることにつながりかねません。教育は全ての生徒の一人一人の可能性を育んでいくことであり、教育の場に差別や選別は許されません。

県立高等学校改革前期実施計画における高校の統廃合は中止を含め再検討すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県立高等学校改革前期実施計画における高校の選別化はやめるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

保原高校の同窓会からも、卒業生が地元銀行や農協、中小企業などに即戦力として受け入れられてきた商業科をなくさないでほしい、保原高校定時制が福島中央高校に統合され、夜間部はなくなり夕間部になれば、仕事やアルバイトを終えてから福島まで通うのは難しく、通学を諦めてしまう、教育の機会均等を奪われてしまうことになりかねない、存続してほしいとの訴えです。

保原高等学校の商業科及び定時制は存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

学力テストについてです。

四月十一日、ことしから小学四年生から中学二年生までを対象とするふくしま学力調査が行われました。その一週間後、第十二回全国学力・学習状況調査が行われました。

各学校では、ふくしま学力調査実施に向けて、春休み中に子供たちにたくさん課題を与えたり、毎日の宿題や点数を向上させるためのドリルやプリント問題づくめで、子供たちのゆとりさえ奪われています。

学校現場からは、ふくしま学力調査が学力偏重の施策であり、教育現場を混乱させ、児童生徒や教職員の多忙化に拍車をかける要因になっていると



の悲鳴が上がっています。真の学力にはならないものであり、他県では既にやめているところが出ています。

来年度以降、ふくしま学力調査は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

元号の使用についてです。

この間、新しい元号の発表、新天皇の即位、代わりが行われました。日本共産党は、国会及び県議会での新天皇の即位の賀詞決議に賛成しましたが、日本国憲法に基づいて、天皇の即位、慶事、弔事などには儀礼的な敬意を持って対応する立場です。

戦前の時代は、天皇が絶対的権力を握る体制でしたが、戦後は大きく転換し、主権は国民にある、国民が主人公の民主国家になりました。日本国憲法第一章第一条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と述べられ、天皇の制度は国民の完全なコントロールのもとに置かれるということを意味し、ヨーロッパの君主制とは異なることから、共産党は綱領から君主制の廃止を削除しました。

安倍首相は、令和の時代にふさわしい憲法づくりへ機運を盛り上げていきたいなどと天皇の制度を政治利用して、主権者である国民と天皇との関係を逆にする主客転倒の社会的雰囲気をつくり出し、海外での無制限の武力行使を可能にする憲法九条改正を強行しようとしています。政治利用は許されません。

政府は、これまでも一般国民にまで元号を強制することにはならないとの政府統一見解を明らかにしています。県民が県や市町村に提出する文書における元号の使用については、強制ではなく本人の自由な選択とすべきだと思いますが、県の考えを伺います。

オスプレイの飛行についてです。

福島県でオスプレイの低空飛行の目撃情報が相次いでいます。五月十四日は西郷村、泉崎村、白河市東部、平田村でオスプレイ二機が低空飛行や旋回を繰り返す姿が目撃されました。喜多方市や福島市蓬 など、パイロットの顔が見えるほどの低空飛行や今まで見たことがない異様な機体の姿や爆音に恐怖と不安、怒りの声が上がっています。ルートも明らかにせず低空飛行を繰り返すのは重大問題です。

オスプレイは、墜落事故や部品落下、不時着など深刻な事故、トラブルを相次いで起こしています。オスプレイの目的は、米軍の特殊部隊を輸送すること、日本の防衛ではありません。

オスプレイの飛行について、その都度抗議し、飛行中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

この大もとは日米地位協定があります。全国知事会でも求めています、改めて福島県は県民の生命と財産、安全を守るため、日米地位協定の見直しを県独自に国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

農産物の日米貿易交渉についてです。

日本とアメリカの貿易交渉FTAは、農産物などの関税の撤廃、削減が求められ、本県の農業にとっても重大な影響を及ぼすものです。食料自給率が三八％に落ち込んでいる日本の農業がさらなる自由化で離農や農地の荒廃が進む、まさに亡国の協議です。

トランプ大統領が二国間交渉に乗り出したのは、アメリカ第一の立場から、より有利な譲歩を迫るためです。その内容は参議院選挙が終わるまで公表しないことを条件に農産物で大幅譲歩を密約したと言われています。農産物の日米貿易交渉の中止を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

商業まちづくり基本方針の見直し等についてです。

全国に先駆けてつくられた商業まちづくり条例の基本方針の見直しが進められています。

基本方針に連携中枢都市圏や定住自立圏など圏域での協力、連携による広域的なまちづくりの推進が書き込まれ、店舗面積が六千平方メートルから八千平方メートルに緩和されます。

今地域に求められていることは、福島県商業まちづくり条例に述べられている、日常生活圏で誰もが暮らしやすい、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めることです。

商業まちづくり基本方針及び特定小売商業施設の基準店舗面積の見直しについて、パブリックコメントでどのような意見が寄せられたのか尋ねます。

特定小売商業施設の基準店舗面積を八千平方メートルに緩和すべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

旧優生保護法による優生手術等の被害者救済についてです。

旧優生保護法のもとで、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するなどとして、知的障がい者や精神疾患などを理由に不妊手術を行うという重大な人権侵害が行われてきました。

長いこと闇に葬られてきましたが、被害者や支援者の粘り強い取り組みが扉を開き、四月二十四日、国会で強制不妊手術の被害者への一時金支給法が成立しました。しかし、被害者が求めてきた国による謝罪が明記されていないなど、被害者の人権回復には多くの問題が残されています。

厚労省によれば、旧優生保護法のもとで手術を受けた人は約二万五千人、そのうち約一万六千五百人が本人の同意なく手術を強制されていました。

本県においては五百三十三人、本人の同意なしが三百八十一人です。

法に基づく実行であったとはいえ、重大な人権侵害が行われたことについては、二度と繰り返させないための被害者への謝罪と深い反省を行うこと

が必要だと思えます。

県内全ての被害者の救済となるよう、旧優生保護法一時金支払いに向け、県はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

ひきこもり対策についてです。

内閣府は、ひきこもりについて四十歳から六十四歳までを対象とする調査を初めて行い、ひきこもりの高年齢化と長期化の実態が明らかにされました。推計で六十一万人、十五歳から三十九歳の推計五十四万一千人を上回るとされ、ひきこもりの対応は中高年者を含めて急務となっています。

相談窓口につながらず、孤立し、五月に発生した川崎の殺傷事件のように子供に危害を加えてはならないと、父親が我が子を殺害するという悲惨な事件が起きてしまいました。この事件から、ひきこもりをする人たちが犯罪予備軍のような報道やそれを助長する風潮は問題であります。

本県におけるひきこもりの実態を把握すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

ひきこもりからの社会復帰を支援するため、各市町村に専門職員を配置し、相談窓口を設置すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

ひきこもり対策を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

最後に、東日本大震災、原発事故という未曾有の困難に直面した福島県は県民の苦しみと意思に寄り添い、暮らしとなりわい、人間の復興を目指す温かい県政であることを願い、質問を終わります。(拍手)

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）阿部議員の御質問にお答えいたします。

東京電力福島第二原発の廃炉についてであります。

私は、これまでさまざまな機会を捉え、国及び東京電力に対し、県内原発

の全基廃炉を繰り返し求めまいりました。

国に対しては、昨年十一月の緊急要望の場やことし三月の福島復興再生協議会、さらには先日の政府要望において、福島第二原発の廃炉を国の責任において決定するよう経済産業大臣に直接要請を行い、引き続き具体的な検討を進めていくよう東京電力を指導していくとの回答を受けたところであります。

今後とも、国及び東京電力に対し、福島第二原発の廃炉を強く求めてまいります。

次に、最低賃金につきましては、国が法律に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

(総務部長佐藤宏隆君登壇)

◎総務部長(佐藤宏隆君)お答えいたします。

消費税の増税につきましては、国において少子化対策を初めとする社会保障の充実や財政健全化、地域経済の状況等にも配慮し、総合的に判断した上で行われるものと考えております。

次に、県民が県に提出する文書につきましては、書類の日付は従来から元号、西暦のいずれの使用であっても收受することとしており、今回の改元時においても、この取り扱いについて改めて庁内に周知を図ったところであります。

また、市町村に対しても同様の通知を发出したところであり、市町村に提出する文書においても適切な取り扱いがなされているものと考えております。

次に、日米地位協定につきましては、全国知事会から国に対して提言を行っているところであり、我が国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な問題であることから、国において十分に議論がなされるべきであると考えております。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

特定技能外国人労働者を福島第一原発の廃炉作業に従事させることにつきまして、東京電力は国からの要請を踏まえ、当面の間就労は行わないとしております。

県といたしましては、東京電力に対し、引き続き慎重な検討を行うとともに、法令や制度の趣旨にのっとり適切に対応するよう、また国に対しては東京電力への指導監督を徹底するよう求めているところであります。

次に、避難者数につきましては、県の被害状況速報においては災害救助法の考え方を踏まえ、県内避難者について、自宅を再建された方や復興公営住宅等に入居された方を除き、応急的に提供した仮設住宅や借り上げ住宅へ入居されている方や親戚、知人宅等へ避難された方を取りまとめます。

一方、市町村においては、避難先において再建した自宅等にお住まいの方も含め、避難者として市町村へ届け出られた方などを集計しているとお聞きしております。

次に、オスプレイの飛行につきましては、我が国の外交、防衛に関することであり、基本的に国の責任において対応が図られるべきものと考えております。

県といたしましては、県民の安全・安心を確保する立場から、全国知事会を通じ、国に対して詳細な事前情報の提供や地域住民の不安払拭などを要

請しているところであります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

生活支援相談員による支援につきましては、帰還した住民や復興公営住宅の居住者にはひとり暮らしや高齢の方も多いことから、訪問活動により安否確認や悩み事の相談対応を行うとともに、お茶会などの交流事業も実施しているところであります。

今後とも、被災した方々が地域で孤立せず安心して暮らせるよう、見守りや交流活動などによりしっかりと支援してまいります。

次に、介護、障がい福祉事業者の処遇改善につきましては、これまでも全国知事会等を通じ国に強く求めてきたところであり、この十月からは経験、技能を有する職員の賃金引き上げ等、新たな処遇改善が導入される見込みであります。

県といたしましては、介護事業者等に対し制度の周知を図るとともに、さらなる処遇改善を引き続き国に要望してまいります。

次に、子供に係る国税の均等割を全額免除するための必要額につきましては、各市町村における平成三十年度の均等割額とゼロ歳から十八歳までの被保険者数により試算すると、県全体で約十億円となります。

次に、子供に係る国税の均等割を全額免除する制度につきましては、医療保険制度間の公平を図るべく、軽減措置の導入について全国知事会を通して要望しており、今後とも全国知事会と連携して対応してまいります。

次に、被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付につきましては、市町村が判断するものであり、県といたしましては、適切に制度を運用するよう助言しているところであります。

次に、社会保障費につきましては、医療費や介護保険等の分野で県民にと

って過度な負担や急激な変化とならないよう、これまで国に対して十分な配慮を求めてきたところであります。

今後とも、高齢化が進展する中で、国における社会保障制度に関する議論やその動向について注視してまいります。

（商工労働部長金成孝典君登壇）

◎商工労働部長（金成孝典君）お答えいたします。

消費税増税による中小企業者への影響につきましては、商工団体等が行う消費税軽減税率制度等に関する相談窓口の設置や説明会の開催、専門家派遣などを通じて事業者の声を聞いているところであります。今後とも商工団体等と連携しながら影響の把握に努めてまいります。

次に、中小企業の賃金引き上げに係る社会保険料の事業主負担分への支援につきまして、社会保険料は地域の医療費の状況や社会保障の給付水準等に応じて国や健康保険組合等が決定するものであり、これを尊重すべきものと考えております。

次に、中小企業の賃金引き上げへの支援策につきましては、生産性の向上を図ることが重要であることから、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、働きやすい職場環境づくりを促進する本県独自の奨励金制度を実施しているところであります。今後とも当該制度の一層の活用を促してまいります。

次に、商業まちづくり基本方針及び基準店舗面積の見直しに関するパブリックコメントにつきましては、連携中枢都市圏など圏域内での市町村間の連携による広域的なまちづくりの考え方に関するもの、基準店舗面積の見直しによる買い物弱者や中心市街地への影響を懸念するものなど、計八件の御意見が寄せられております。

次に、基準店舗面積につきましては、特定小売商業施設の立地状況や県民



の消費購買動向、県民や市町村及び商工団体へのアンケートやパブリックコメント等の結果、さらには商業まちづくり審議会の意見を踏まえ、八千平方メートルへ見直す方向で検討しているところであります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

農産物の日米貿易交渉につきましては、昨年九月の日米共同声明を受け、国に対し、復興の途上にある本県の活力を低下させることなく、再生産可能な農林水産業として持続的に発展できるよう万全な対策を求めているところであります。

引き続き、全国知事会等とも連携しながら、適切に対応するよう国に求めてまいります。

（原子力損害対策担当理事五十嵐俊夫君登壇）

◎原子力損害対策担当理事（五十嵐俊夫君）お答えいたします。

地域住民を分断しない賠償につきましては、これまで国及び東京電力に対し、住民の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を的確に行うよう求めてまいりました。

今後とも、被害者それぞれの状況を踏まえた賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、紛争解決センターの和解案につきましては、東京電力は国の認定を受けた特別事業計画で和解仲介案の尊重を掲げていることから、このことを遵守し、迅速な賠償がなされるよう、原子力損害対策協議会の活動等を通し、国に対し東京電力への指導の強化を求めてきたところであります。

引き続き、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、中間指針につきましては、これまで原子力損害賠償紛争審査会に対し、審査会委員による現地調査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めてきたところであります。引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実情を踏まえた賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

（避難地域復興局長安齋浩記君登壇）

◎避難地域復興局長（安齋浩記君）お答えいたします。

避難者への支援につきましては、応急仮設住宅退去者なども含め、支援を必要とする方を幅広く捉え、復興支援員等による戸別訪問や全国に設置した生活再建支援拠点での相談対応、地域情報紙の発行による情報提供などにより、それぞれの課題解決に向けて取り組んでいるところであり、今後とも避難者の個々の事情に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

次に、来年三月末の応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅の整備がほぼ完了している状況等から、富岡町など関係四町村の意向も踏まえ、昨年八月に示したものであります。

現在、意向確認を通じて避難者の状況を把握しているところであり、引き続き関係町村等と連携して住宅確保の支援を行うなど、避難者の生活再建につながる取り組みをしっかりと進めてまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

保育従事者の処遇改善につきましては、賃金の加算制度により、職員の経験年数や職責に応じた賃金改善が進められており、今月七日にはさらなる処遇の改善を国に要望したところであります。

引き続き、保育人材の確保や保育サービスの質の向上に向け、処遇改善を求めてまいります。

次に、旧優生保護法一時金支払いにつきましては、請求手続に係る情報が被害者の方々へ届くよう、わかりやすいリーフレットを作成し、障がい者施設等に配布するほか、新聞、テレビ、ラジオの県政広報を活用し、幅広く周知してまいります。

また、専門的な知識を持った相談員を配置し、申請手続を親切丁寧に支援するなど、しっかりと対応してまいります。

次に、ひきこもりの実態把握につきましては、各保健福祉事務所のひきこもり家族教室やひきこもり支援センターの相談活動を通じて本人や家族の状況等の把握に当たっております。

今後とも、支援を必要とする家族にこれらの情報が届くよう一層の周知を図るとともに、市町村や専門家などと情報共有を進め、ひきこもりの背景や本人の抱える問題など、さらなる実態の把握に努めてまいります。

次に、市町村のひきこもり相談窓口につきましては、家族や民生児童委員から相談が持ち込まれた場合には保健師などが対応に当たっており、必要に応じてひきこもり支援センターや保健福祉事務所、医療機関につなぐなど、ひきこもり支援に取り組んでおります。

次に、ひきこもり対策の強化につきましては、精神保健福祉士等の専門職員を配置したひきこもり支援センターにおいて、家族や本人の実情に応じ、電話相談、来所相談、訪問支援等を行い、適切な関係機関へつないで本人の社会復帰を図っております。

また、市町村や民間団体等におけるひきこもり支援の担い手が知識や理解を深めるための研修会を各方部で実施するとともに、関係機関の連絡協議会で連携を深めるなど、効果的なひきこもり対策に取り組んでまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、そのあり方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、県立高等学校改革における高校の統合等につきましては、県内の中学校卒業生数が急速に減少する中にあっても、子供たちによりよい教育環境を提供していくことが重要であると考えております。

このため、望ましい学校規模を一学年四から六学級とし、三学級以下は魅力化を図りながら統合を推進するという基本計画に基づいて全県的な再編整備案をお示ししたところであり、地域ごとの高等学校改革懇談会で御意見をいただきながら、社会の変化に対応した教育環境づくりを進めてまいりる考えであります。

次に、県立高等学校改革における高校の特色化につきましては、これまで各校が果たしてきた役割や取り組みなどを踏まえ、今後それぞれの高校に求められる使命を改めて確認し、魅力ある教育環境づくりを進めることが重要であると考えております。

このため、前期実施計画において全ての県立高等学校を六つの学校群に位置づけるとともに、新たな入学者選抜制度の特色選抜において志願してほしい生徒像を明示することにより、生徒側も学校の特色を理解した上でみずからの将来のために最適な高校を選択し、個性を伸ばして将来社会で活躍できるよう、特色ある学校づくりを推進してまいりる考えであります。

次に、保原高校につきましては、商業科の学びを普通科において継承し、地域の活性化に向けた探究学習の導入など、地域との連携により教育活動をさらに発展させることで、地域に根差した人材の育成に取り組んでまいりる考えであります。

また、定時制につきましては、働きながら学ぶ生徒の学習機会の確保という従来の役割が大きく変化していることから、多様な学習ニーズや進路希望に対応するため、福島中央高校と統合し、夕間部という新しいタイプの定時制として学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふくしま学力調査につきましては、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況の実態を把握、分析し、授業の改善や家庭学習の充実を図る上で重要な調査であり、継続して実施していく考えであります。

◎三十八番（阿部裕美子君）再質問をいたします。

初めに、知事へ第二原発廃炉について質問いたします。

東電の小早川社長が廃炉の方向で検討と表明されてから既に一年過ぎております。知事はいろいろな機会に第二原発廃炉を要請しているとの答弁でありましたけれども、多くの県民の皆さんにとっては、国は原発推進の方針を変えていないわけですから、いつまた再稼働されるのではないかという不信感や不安を持っております。

一日も早く第二原発廃炉が明確になるよう、国が決断しない限りこの問題は解決しないと思いますので、引き続き知事の役割発揮を求めます。再答弁をお願いいたします。

もう一点は、同じく知事に質問です。最低賃金の全国一律引き上げの問題についてです。

全労連が実施しています最低生活費の調査では、一人の労働者が自立して人間らしく暮らすには全国どこでも二十二万円から二十五万円が必要だという、このような調査が行われています。都市部と地方での必要な生計費の差はほとんどありません。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。

地方の高齢化と過疎化を食いとめる、これは本県にとっても最重要課題で

あります。この最低賃金を全国一律に引き上げるということは、この点での解消に向けて非常に効果が期待できる中身であります。再度知事の答弁を求めます。

次に、教育長に再質問いたします。県立高等学校改革前期計画の統廃合の問題についてです。

人口減少、生徒数の減少の中で望ましい学級規模にしていくということで統合だと言うのですけれども、逆に世界の先進国に並んで少人数学級に教育整備を行っていく、そういう考え方もあります。そして、しかも周辺校の多くの皆さんのところから、なくさないでほしい、存続してほしいという本当に切実な声であります。地域の力でつくり上げてきた、地域に豊かな歴史を持っている、こういう高校を残してほしいという声であります。

新地高校の例を見ても、復興の観点からいっても、これがなくなれば地域のまちづくりにとっても非常に大きな力をなくすことになってしまう、要望書の最後のところにこういうふう述べられております。新地高校の廃校は、新地町民から復興の希望を剥奪することであり、新地町民の喪失感に直結する暴挙です。新地高校の存続を強く要望するというように述べられておりますが、今知事も所信表明でも述べられています。

この復興をどうするのかという課題を抱えているときに周辺校の皆さんは復興でも大きな役割を果たしております。これは廃止せずに、高校の統廃合は中止を含めて再検討すべきです。

◎議長（吉田栄光君）発言者に申し上げます。

◎三十八番（阿部裕美子君）再答弁をお願いします。

◎議長（吉田栄光君）申し合わせ時間が経過いたしました。

この際、申し上げます。申し合わせ時間を経過してからの発言は認められ

ません。

◎知事（内堀雅雄君）阿部議員の再質問にお答えをいたします。

福島第二原発の廃炉につきましたは、これまで国及び東京電力に対し繰り返し求めてきたところであります。

引き続き、県内原発の全基廃炉の実現に向け、福島県知事として私が先頭に立ち、しっかりと取り組んでまいります。

最低賃金につきましたは、物価の動向や賃金水準、経済活動などさまざまな要件を総合的に考慮しながら、国が法律に基づき決定されるものと考えております。

◎三十八番（阿部裕美子君）再々質問をいたします。

ひきこもりについて、こども未来局長に再々質問いたします。

各保健事務所やひきこもりの支援センターなどで取り組まれているということですが、実態状況はもっと正確につかむ努力が必要ではないでしょうか。これまで私も何度かひきこもりについては取り上げてきました。秋田県の藤里町の取り組みでは一人一人の実態把握に三年の年月がかかっていますが、八割を超える人たちが社会とのつながりをつくる就労にもなっております。働きかければ、改善の道が開かれる。地域の宝になり、地域の力になっていきます。このような取り組みがもっと市町村から広がっていけるように、本県のひきこもりの対策についても強化をする必要があると思えます。

引きこもる原因は、いじめや不登校や職場の人間関係とかさまざまな要因があると思えますが、引きこもっている人たちはこの社会の生きづらさ、あり方にこれでいいのかと問いかけをしている存在とも言えるのではないのでしょうか。本人の苦しみ、家族の苦しみ、社会的にも大きな損失であることを考えると、県としてももっと力を入れた対応が求められていると思

います。再答弁をお願いいたします。

教育長に再々質問をいたします。

高校の統廃合は、中止を含め再検討すべきです。地元の皆さんからいろいろと上がっているこれらの声をどう受けとめておられるのでしょうか。保原高校の定時制高校についても存続すべきであると思います。再答弁を求めます。

この二つの問題についてお答えください。

◎こども未来局長（佐々木秀三君） ひきこもり支援の強化につきましては、ひきこもり支援センターや保健福祉事務所の専門職員、それから市町村、民生児童委員等が連携し、より密に情報交換をしながら、ひきこもりの問題を抱える家族の実態を把握し、一層効果的な対応方法を研究してまいります。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

高等学校の統廃合につきましては、少子化が進展する中、将来にわたって生徒同士が切磋琢磨できるような、高校生にふさわしいよりよい教育環境を整えていく必要があることから、計画どおり推進を検討してまいりたいと思っております。